

唐津観光協会ホームページリニューアル等業務 公募型プロポーザル実施要領

唐津観光協会ホームページリニューアル等業務について、委託業者を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

1 目的

本要領は、唐津市と玄海町の魅力発信や知名度向上に繋げることを目的に、唐津観光協会ホームページのリニューアルを実施するに当たり、最適な委託事業者を公募型プロポーザル方式で選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務名及び履行期間

- (1) 唐津観光協会ホームページリニューアル業務
契約締結日から令和9年6月30日（水）まで
- (2) 唐津観光協会ホームページ運用・保守業務
令和9年7月1日（木）から令和10年3月31日（金）まで

3 提供資料等及び業務内容

- (1) 提供資料
 - ア 唐津観光協会ホームページリニューアル等業務公募型プロポーザル実施要領
 - イ (別紙1) 仕様書
 - ウ (別紙2) 提案書等作成等要領
 - エ (別紙3) プロポーザル審査基準
 - オ (様式1) 質問書
 - カ (様式2) プロポーザル参加表明書
 - キ (様式3) 企画提案書総括票兼誓約書
 - ク (様式4) 業務実施体制
 - ケ (様式5) 業務実績調書
 - コ (様式6) CMS機能要件一覧
 - サ (様式7) 見積書
 - タ (様式8) 辞退届
- (2) 入手方法
当協会ホームページからダウンロードする。
URL : <https://www.karatsu-kankou.jp/news/>
- (3) 業務内容
(別紙1) 仕様書のとおり

4 提案上限額

- (1) 唐津観光協会ホームページリニューアル業務

提案上限額：11,000,000円（消費税相当額を含む）

- (2) 唐津観光協会ホームページ運用・保守業務

提案上限額：年額800,000円（消費税相当額を含む）

なお、令和9年7月1日（木）から令和10年3月31日（金）までの運用・保守業務の費用は、年額の12分の9の金額を支払う。

5 委託料支払方法

業務完了後の支払いとする。

6 参加資格要件

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (2) CMSの導入を含む公益性の高いホームページの構築と運用保守業務の実績があること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 再委託先があるときは、上記の要件を同様に満たしていること。

7 スケジュール

項目	期日等
公募要領の公表	令和8年3月25日（水）
質問の受付	令和8年3月30日（月）10時必着
質問に対する回答	令和8年3月31日（火）
参加表明書の提出期限	令和8年4月01日（水）15時必着
参加資格確認結果の通知	令和8年4月02日（木）
提案書等の提出期限	令和8年4月15日（水）15時必着
第一次審査 書類審査	令和8年4月16日（木）予定
第一次審査結果の通知	令和8年4月17日（金）予定
第二次審査 プレゼンテーション	令和8年4月23日（木）予定
第二次審査結果の通知	令和8年4月27日（月）予定
契約の締結	令和8年5月上旬

8 質問の受付及び回答

(1) 提案書等の提出に関する質問の受付

- ア 受付期間 令和8年3月30日(月)10時(必着)
- イ 提出方法 電子メールで質問書(様式1)を送付
※件名の先頭に「【プロポーザル質問】」と明記すること。
※送信後、当協会担当に電話し到着確認をすること。
- ウ 提出先 一般社団法人唐津観光協会 担当:山根・田久保
電子メール: is-section@karatsu-kankou.jp

(2) 質問に対する回答

- ア 回答日時 令和8年3月31日(火)
- イ 回答方法 当協会ホームページに掲載する。(個別回答なし)
URL: <https://www.karatsu-kankou.jp/news/media/>

9 参加手続き

(1) プロポーザル参加表明書の提出

- ア 提出期限 令和8年4月1日(水)15時(必着)
- イ 提出書類
(ア) プロポーザル参加表明書(様式2)
(イ) 会社概要(任意様式) ※パンフレットでも可
(ウ) CMS導入等を含む実績がわかる書類(任意様式)
(エ) 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) ※法人のみ
- ウ 提出方法 電子メールで送付
※件名の先頭に「【プロポーザル参加表明】」と明記すること。
※送信後、当協会担当に電話し到着確認をすること。
- エ 提出先 一般社団法人唐津観光協会 担当:山根・田久保
電子メール: is-section@karatsu-kankou.jp

(2) 参加資格確認結果の通知

本プロポーザルの参加資格を確認した上で、結果を通知する。

- ア 通知日 令和8年4月2日(木)
- イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者
- ウ 通知方法 電子メール

10 提案書等の提出

本プロポーザルへの参加資格を有すると認められた事業者は、期限までに提案書等を提出する。提案書等の作成方法については「提案書等作成等要領」を参照すること。

- (1) 提出書類
- ア 企画提案書総括票兼誓約書（様式3）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ 業務実施体制（様式4）
 - エ 業務実績調書（様式5）
 - オ CMS機能要件一覧（様式6）
 - カ 見積書（様式7）
- ※見積書には見積書明細（任意様式）を添付すること。
- (2) 提出方法
- 電子メールで「(1) 提出書類」の一式を送付
- ※件名の先頭に「【提案書等の提出】」と明記すること。
- ※送信後、当協会担当に電話し到着確認をすること。
- ※添付物が 5MB を超える場合は、オンラインストレージ等を使用すること。
- (3) 提出期限
- 令和8年4月15日(水) 15時（必着）
- (4) 提出先
- 一般社団法人唐津観光協会 担当：山根・田久保

11 審査

- (1) 審査方法
- ア 審査は第一次審査（書類審査）と第二次審査（プレゼンテーション）によって構成される。
 - イ 審査は、「唐津観光協会ホームページリニューアル等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。
- (2) 審査基準
- 審査は、加点方式による総合評価方式で行い、審査の項目、視点等については「(別紙3) プロポーザル審査基準」を参照すること。
- (3) 第一次審査（書類審査）
- 提出された提案書等の内容を審査し、第一次審査評価点を算出する。評価点の上位3者程度を第一次審査通過者とする。
- (4) 第一次審査の結果
- 審査の結果をプロポーザル第一次審査結果通知書により通知する。なお、第一次審査は非公開とし、審査の経過等に係る問い合わせには一切応じない。
- ア 通知日 令和8年4月17日(金) 予定
 - イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者
 - ウ 通知方法 電子メール

(5) 第二次審査（プレゼンテーション）

第一次審査通過者に対し、プレゼンテーションの内容を審査し、第二次審査評価点を算出する。

- ア 期 日 令和8年4月23日(木) 予定
- イ 時 間 第一次審査通過者ごとに当協会の指定する時間で実施
- ウ 場 所 未定（第一次審査の結果通知時に通知）
※オンライン会議のシステムを使い、遠隔地からの参加も可。
- エ 出席者 3名以内（うち1名は、本業務を中心的に担当する者とする）
- オ 実施時間 1者あたり30分（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）を予定し、順次個別に行う。
- カ 内 容 プレゼンテーションは、提出した企画提案書を基に行うものとし、追加の提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等を使用した説明は許可する。この場合、パソコンは、事業者が用意すること。
- キ そ の 他 プロジェクター、スクリーン、延長コードは当協会が用意するが、持ち込みも可とする。

(6) 優先交渉権者の選定

第一次審査の提案書の評価点及び第二次審査のプレゼンテーションの評価点を合計した点数が高い者を優先交渉権者とする。最高得点者が2者以上ある場合は、第二次審査の評価点が最も高い事業者を優先交渉権者とする。この時点で更に最高得点者が2者以上ある場合は、審査委員会が採決して決定する。

なお、本プロポーザルの参加事業者が1者の場合でも審査を行い、審査委員会が適切な事業者と判断した場合は、優先交渉権者とする。

(7) 第二次審査の結果

優先交渉権者として、選定又は選定しなかった旨をプロポーザル第二次審査結果通知書により通知する。

- ア 通知日 令和8年4月27日（月）予定
- イ 通知先 参加表明書に記載された連絡担当者
- ウ 通知方法 電子メール
- エ そ の 他 審査及び選定結果に係る問い合わせには応じない。

12 契約の締結等

優先交渉権者と仕様書の内容などについて協議の上、令和8年度からのホームページリニューアル等業務委託の随意契約の相手方として契約を締結する。

なお、優先交渉権者の決定後、契約を締結できない事由が発生した場合又は契約内容について協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、審査委員会が適切である

と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

また、本業務の完了後、公開日から令和10年3月31日までの運用保守業務を行うものとし、契約は別途締結する。

ただし、当協会総会においてホームページリニューアル等業務の予算案が否決された場合はこの限りでない。

13 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本プロポーザルの実施ができないと事務局が認めるときは、プロポーザルを中止又は取り消すことがある。この場合において、プロポーザルに要した費用等を（一社）唐津観光協会に請求することはできない。

14 参加事業者の辞退

参加表明書を提出した事業者が提案を辞退する場合は、辞退届を速やかに提出すること。

- ア 提出方法 電子メールで辞退届（様式8）を送付
※件名の先頭に「【辞退届】」と明記すること。
※送信後、当協会担当に電話し到着確認をすること。
- イ 提出先 一般社団法人唐津観光協会 担当：山根・田久保
電子メール：is-section@karatsu-kankou.jp

15 その他の留意事項

- (1) 提案書等の提出に係る一切の費用は事業者の負担とする。
- (2) 提案書類は返却しない。
- (3) 提案書類は優先交渉権者の選定以外に無断で使用しない。
- (4) 提案書類に含まれる著作物の著作権は事業者に帰属する。ただし、当協会が必要と認める用途については、提案書の全部又は一部を無償で使用できる。
- (5) 提出後の提案書等の修正や変更は、原則として認めないものとする。ただし、当協会から要請があったものについては、この限りでない。
- (6) 次のいずれかに該当するときは、提案を無効とする。
 - ア 優先交渉権者の選定までの間に参加資格を満たさなくなった場合
 - イ 提案書等の書類に虚偽の内容が記載されている場合
 - ウ 提案書等の書類の提出条件、提出方法等が適合しない場合
 - エ 提案書等の書類に記載すべき事項が記載されていない場合
 - オ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (7) 優先交渉権者の選定後、契約締結までの間に当該優先交渉権者が本プロポーザルの参加資格を満たさなくなった場合、契約を締結しないことがある。

(8) その他必要な事項については、協議の上決定する。

16 問い合わせ及び各書類の提出先

一般社団法人唐津観光協会 情報戦略課 担当：山根・田久保

〒847-0818 唐津市新興町 2935-1 JR 唐津駅内

電話番号 0955-74-3355 電子メール is-section@karatsu-kankou.jp